

総合教育会議の概要

1 設置趣旨

会議は、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために設置

2 位置づけ

地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場

3 構成

- (1) 会議は、地方公共団体の長と教育委員により構成される。
(※必要に応じ意見聴取者の出席を要請することができる。)
- (2) 会議は、地方公共団体の長が招集する。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、会議の招集を求めることができる。

4 協議・調整事項

会議での協議・調整事項は、教育に関すること、教育施策と連携が必要な事項

- (1) 教育行政の大綱の策定
- (2) 教育の条件整備など重点的に構すべき施策
- (3) 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

5 調整の結果の尊重義務

会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

6 会議の公開

会議は原則公開とする。地方公共団体の長は、会議の終了後、遅滞なく、会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。